

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

年金額を増やしませんか？

▼年金を満額受け取れない方へ

国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の加入と納付状況によって年金額が決定されます。過去に保険料の未納や国民年金に加入していない期間があると「満額」の年金を受け取ることができなくなります。

しかし、次の条件を全て満たす方は、ご本人の申し出により、「任意加入制度」で国民年金に再加入し、年金額を増額することができます。

▼任意加入制度に加入できるのは、次の①～③の全てに該当する方です

- ①日本国内に居住する60歳以上65歳未満
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480カ月未満

▼年金を受け取る権利のない方へ

また、昭和46年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

毎日の心配ごと、悩みごと よろず相談委員にご相談ください

町では、みなさんが生活する中で起こる心配ごとにお答えするため、よろず相談委員を設置しています。行政相談委員などから選ばれた4人のよろず相談委員が、みなさんの悩みごとの相談を受け付けます。下記の委員にご相談ください

相談日 毎月1回（毎月の相談日を、広報つべつの裏表紙に掲載しています）

福井 真知子（行政相談委員）
久保 利治（調停委員）
鷹嘴 とし子（人権擁護委員）
中川 孝敏（民生児童委員）
（任期 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）
問い合わせ先 住民企画課住民環境G
☎ 76 - 2151（内線216）

北海道労働局の組織を見直し 「雇用環境・均等部」を設置しました

北海道労働局では、平成28年4月1日付けで新たに「雇用環境・均等部」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政展開を図っていきます。

《実施する業務》

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法等の雇用均等関係業務
- ・働き方改革、労働契約法、パワーハラスメント関係業務
- ・個別労働紛争に関する相談、労働相談業務 など



連絡先 北海道労働局雇用環境・均等部 ☎ 011 - 788 - 7874
（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階）

上下水道料金等の検針及び 料金徴収業務担当員のお知らせ

上水道、簡易水道、下水道、農業集落排水の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

委託先 水 i n g 株式会社 北海道支店

津別市街地区 及び活汲地区	豊永及び高台の一部、 美都、上里地区
	 
後藤 寛治さん	上杉 猛晴さん 平川 伸二さん

本岐地区	相生、大昭、布川地区
	 ※上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。
内田 憲造さん	佐藤 啓一さん

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先 建設課水道グループ ☎ 76 - 2151（内線253・254）
委託先 水 i n g 株式会社北海道支店 津別管理事務所
（下水道管理センター内）☎ 76 - 2848

健康推進担当からのお知らせ

保健福祉課健康推進担当では、子育てに関する相談や、体や心に関する健康相談のほかに、訪問や健康教育を行いますので、お気軽にご相談、またはご連絡をお待ちしております。

【健康推進保健師の担当地区】

保健師	担当自治会
向平 亮子	幸町、本町、東町、新町、高台、本岐、双葉、沼沢、二又、木樋、恩根、大昭、布川、相生
織田香奈恵	豊永、柏町、高台町、下美都、上美都、上里
山本 幸恵	緑町、西町、旭町、東岡、活汲、岩富
渡辺 可愛	共和、達美町、下最上、上最上、西達美、達美、東達美

★栄養士：土井ゆかり
（担当地区に関係なく、栄養の相談や教室を担当します）

また、65歳以上の方の健康づくりや介護相談については、「地域包括支援センター」の保健師の丸尾美佐、石崎佐枝子、介護支援専門員の蒔田理香子、相内弥生、樋口大介がご相談に応じますのでよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 保健福祉課健康推進担当 ☎ 76 - 2151
地域包括支援センター ☎ 76 - 2158

特産品販路拡大支援事業のお知らせ

町外への販路拡大のために見本市等に出展する町内企業を支援します

対象者 町内に事業所のある中小企業者
助成又は支援内容 出展小間料、出展小間装飾料、出展物輸送費の2分の1以内（限度額20万円）、1企業1会計年度（4月から3月の間）1回助成
実施期間 平成27年7月1日～平成32年3月31日（要・所定申請書）
問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ（2階③番窓口）
☎76-2151（内線256、315、258）

起業等振興促進事業のお知らせ

町内において新たに事業活動を行う方や
現在事業を行っている方を支援します

対象者

【新設】 町内に新たに事業所を設置する。
既存事業所を取得して事業を継続する。
【増設又は改修】 町内事業所において、必要な施設を増設又は改修する。
【起業家】 事業活動を行っていない方で、町内において新規に事業を開始する方
【投資額】 事業を開始するために取得する土地、施設及び設備に要した費用
実施期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日
利用制限 実施期間中、1事業者1回限りの助成
申請に必要な物 所定の申請書

問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ
（2階③番窓口）☎76-2151（内線256、315、258）

助成又は支援内容（基本補助金）

助成区分	事業所の区分	対象投資額	投資額に対する補助金の額率	補助金の限度額
新設	集合住宅	2,000万円以上	10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする	2,000万円
	観光施設 販売施設、介護・福祉施設、特定事業所	300万円以上		500万円
増設又は改修	生産施設	1,000万円以上	10分の3とする	1,000万円
	観光施設、販売施設、介護・福祉施設	300万円以上		500万円
	上記事業所に係る機械等設備のみの場合	100万円以上		300万円

加算措置 加算要件ごとに基本補助金の10分の1を加算
【要件】・雇用の拡大～新たに2名以上（雇用保険加入必須条件）
・空き店舗等の活用～購入又は賃貸で活用する場合

こころの健康相談が 以下の日程で行われます

平成28年度こころの健康相談日程表	
5月18日（水）	11月16日（水）
6月15日（水）	12月21日（水）
7月20日（水）	1月18日（水）
8月17日（水）	2月15日（水）
9月21日（水）	3月15日（水）
10月19日（水）	※すべて要予約
毎月第3水曜日 午後1時30分～3時30分	

場所 北見保健所（北見市青葉町6番6号）
方法 北見赤十字病院精神科 嶋田医師
及び北見保健所保健師との面接

予約・問い合わせ先
北見保健所 ☎ 0157 - 24 - 4137

美幌消費者協会会員募集！

悪徳商法の最新の手口など、暮らしに役立つ情報をいち早く提供します。消費者生活展をはじめ、リサイクル手芸用品、料理教室など一年を通し様々な講座を開催します。消費者協会の広報誌「すずらん」や道協会刊行の「北の暮らし」「きらめつく」など、生活に役立つ情報が配布されます。年会費（個人）は1,000円で、どなたでも、いつでもすぐに入会できます。

問い合わせ先
美幌消費者協会 ☎ 72 - 0366
（美幌町栄町4丁目4-1 地域振興センター内）